

令和7年度

県内27市町村で実施

岐阜県での 結婚新生活を 応援します!!

これから結婚して、新生活をスタートしたいと
考えている方へ、岐阜県内27市町村では、
対象世帯に新生活にかかる費用を補助します。

最大 **60万円** 補助

申請
期間

2025

4/1▶

2026

3/31

※ご夫婦とも29歳以下の世帯：最大60万円
※上記以外の世帯：最大30万円

補助金額や要件等に

ついては、各市町村で

異なる場合がございます。

詳細は県HPを
ご確認ください



補助対象



新居の購入費、
リフォーム費



新居の家賃、
敷金・礼金、
共益費、仲介手数料



引越業者や
運送業者に
支払った引越費

対象世帯

次の1～4の要件をすべて満たす世帯が対象となります。
※独自で要件を緩和している市町村もあります。

1

令和7年1月1日から令和8年3月31日までに
入籍した世帯

2

ご夫婦ともに婚姻日における年齢が
39歳以下の世帯

3

ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の
所得から控除

4

その他、お住いの市町村が定める要件を
満たす世帯

各市町村の独自要件、問い合わせ先等詳細は、裏面をご覧ください。

問い合わせ先

岐阜県子ども・女性部 子ども・女性政策課 政策企画係
TEL 058-272-1918



お問合せ先「結婚新生活支援事業」を実施している市町村

市町村名	表面記載以外の主な要件
岐阜市	● 夫婦双方の住民票が対象の住居にあること ● 2年以上市内に居住する意思があること ● 市税等に滞納がないこと ● 対象費用は、住宅購入費用・住宅リフォーム費用、賃貸借における賃料・共益費(4か月分まで)(敷金・礼金・仲介手数料及び引越費用は対象外) ● 申請期間は令和8年2月27日まで 〈担当課〉子ども政策課 〈電話番号〉058-214-2397
高山市	● 岐阜県パートナーシップ宣誓制度による宣誓者も補助対象 〈担当課〉協働推進課 〈電話番号〉0577-35-3412
多治見市	● 夫婦のいずれも又は一方が申請日において本市に住民票があること ● 申請日から3年以上継続して本市に居住すること ● 自治会、町内会などの自治組織に加入していること ● 申請期間は令和8年2月27日(金)まで 〈担当課〉企画政策課 〈電話番号〉0572-22-1376
関市	● 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻届を提出し受理された世帯 ● 3年以上市内に居住することを誓約すること ● パートナーシップ宣言制度を利用したカップルも補助対象 ● 申請期間は令和8年2月28日まで 〈担当課〉企画広報課 〈電話番号〉0575-23-9290
中津川市	● 住宅購入費(新築・建売・中古・増築)の補助 ● 所得制限なし ● 住宅取得の契約時に結婚5年以内の夫婦(夫婦の合計年齢が80歳以下または中学生以下の子どもがいること) 〈担当課〉地域づくり協働課 〈電話番号〉0573-62-1005
美濃市	● 表面のとおり 〈担当課〉都市整備課 〈電話番号〉0575-33-1122(内線235)
恵那市	● 申請者の満年齢が50歳未満 〈担当課〉地域振興課 〈電話番号〉0573-26-6810
土岐市	● 夫婦ともに市内の対象住宅に居住していること ● 申請日から3年以上市内に居住する意思があること ● 夫婦ともに市税を滞納していないこと 〈担当課〉市民活動課 〈電話番号〉0572-54-1111(内線357)
山県市	● 令和7年3月1日から令和8年2月28日までに入籍した世帯 〈担当課〉子育て支援課 〈電話番号〉0581-22-6839
瑞穂市	● 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに入籍した世帯 ● 3年以上市内に居住する意思があること ● 住宅の新築、購入またはリフォームを行っていること 〈担当課〉総合政策課 〈電話番号〉058-327-4128
飛騨市	● 5年以上市内に定住する意思を有する世帯 〈担当課〉ふるさと応援課 〈電話番号〉0577-62-8904
本巣市	● 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに入籍した世帯 ● 夫婦双方の住民票が対象の住居にあること 〈担当課〉福祉支援課 〈電話番号〉058-323-7752
郡上市	● 2年以上市内に居住する意思があること 〈担当課〉企画課 〈電話番号〉0575-67-1831

市町村名	表面記載以外の主な要件
下呂市	● 年齢制限なし ● 全対象世帯の補助上限60万円 ● 岐阜県パートナーシップ宣言制度を宣誓したカップルも補助対象 ● 夫婦等の一方又は双方の住民票が対象の住居にあること 〈担当課〉社会福祉課 〈電話番号〉0576-52-3936
養老町	● 令和7年3月1日～令和8年2月28日までの間に婚姻届を受理された世帯 ● 夫婦の双方又は一方の住所が町内にあり、対象の住居にあること ● 夫婦ともに町税等を滞納していないこと ● 申請期間は令和7年6月2日から令和8年3月6日まで 〈担当課〉子ども課 〈電話番号〉0584-32-5078
垂井町	● 申請日から3年以上継続して町内定住すること ● パートナーシップ宣言制度を利用したカップルも補助対象 〈担当課〉企画調整課 〈電話番号〉0584-22-1152
関ヶ原町	● 申請日から3年以上継続して定住することを誓約すること ● 夫婦双方の住民票が対象の住居にあること 〈担当課〉企画政策課 〈電話番号〉0584-43-3052
神戸町	● 夫婦双方の住民票が町内にあり、対象の住居にあること ● 申請日から3年以上継続して定住する意思があること 〈担当課〉健康福祉課 〈電話番号〉0584-27-0175
輪之内町	● 夫婦双方又は一方の住民票が対象の住居にあること ● 3年以上町内に居住する意思があること 〈担当課〉企画財政商工課 〈電話番号〉0584-69-3126
安八町	● 申請日から3年以上継続して町内に定住することを誓約すること 〈担当課〉福祉課 〈電話番号〉0584-64-7104
揖斐川町	● 町に3年以上定住することを前提としていること ● 夫婦双方の住民票が町内にあること 〈担当課〉政策広報課 〈電話番号〉0585-22-2112
大野町	● 3年以上定住する意思があること ● 夫婦双方の住民票が町内にあること 〈担当課〉総合政策課 〈電話番号〉0585-35-5363
池田町	● 夫婦双方の住民票が対象の住居にあること ● 申請日から3年以上継続して町内に定住することを誓約すること 〈担当課〉子育て支援課 〈電話番号〉0585-45-3111(内線158)
富加町	● 表面のとおり 〈担当課〉企画課 〈電話番号〉0574-54-2111
八百津町	● 夫婦双方の住民票が町内にあること ● 交付決定日から5年以上継続して町内に定住すること ● 所得要件なし ● 最大100万円補助 〈担当課〉総務課 〈電話番号〉0574-43-2111
東白川村	● 夫婦双方の住民票が村内にあること ● 申請日から3年以上村内に居住する意思があること 〈担当課〉総務課 〈電話番号〉0574-78-3111(内線245)
白川村	● 表面のとおり 〈担当課〉村民課 〈電話番号〉05769-6-1311

※上記以外にも要件がある場合があります。詳細は各市町村の担当課にお問い合わせください